

原子力発第16049号
平成28年 4月11日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯勇人

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

使用済燃料ピットクレーンの吊上げ上限高さの管理に関する記載を、原子炉施設保安規定変更へ追記する。

2. 変更の概要

平成25年7月8日付事前連絡（平成27年9月28日付補正に関する事前連絡、平成28年3月22日付補正に関する事前連絡および平成28年4月1日付補正に関する事前連絡）した原子炉施設保安規定変更の記載内容の一部を補正する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正前・後の比較表

補正前	補正後	備考
<p><u>(使用済燃料ピットの管理 (3号炉))</u> <u>第97条の2 原子燃料課長は、3号炉の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量を確認する。</u> <u>2 各課長は、3号炉の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</u></p>	<p><u>(使用済燃料ピットの管理 (3号炉))</u> <u>第97条の2 原子燃料課長は、3号炉の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</u> <u>2 各課長は、3号炉の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットクレーンの吊上げ上限高さの管理に関する事項の追加